

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

留守宅手当の源泉徴収

Q : 私は3年間の予定で、アメリカの工場勤務を命じられました。家族は同行しません。出国後の給与については、半分を留守宅に支払ってもらい、残額を現地に送金してもらうことになったのですが、このような場合、留守宅手当部分の源泉徴収はどうなるのでしょうか。

A : 源泉徴収はされません。

【解説】

国外における勤務期間があらかじめ1年以上と定められている場合には、国外において継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有することになりますので、国内に住所を有しない者、すなわち非居住者に該当することになります。

非居住者については、居住者（日本に住所を有する人又は引き続き1年以上の住所を有する人）の場合と異なり、特定の国内源泉所得に該当する場合にのみ所得税の源泉徴収が行われます。

ところで、海外勤務中に受け取る給与は、国外での勤務に起因する国外源泉所得ということになりますので、たとえその一部が留守宅に支払われていても、日本の所得税は課税されません。したがって、給与の支払いをする会社でも源泉徴収を行う必要がないこととなります。

ちなみに、あなたはアメリカの税法に従って、留守宅手当部分を含めて、現地で納税を行う必要があります。

